

# **定 款**

**伯東株式会社**

# 伯東株式会社定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、伯東株式会社と称し、英文では Hakuto Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子・電気機器（半導体製造機器、プリント基板製造機器、フラットパネル・ディスプレイ製造機器、記録媒体用製造機器、コンピュータ機器、真空機器、分析機器、検査・計測機器等）及びその部品、付属品の製造、販売並びに輸出入
- (2) 電子部品（半導体素子、集積回路、液晶デバイス、コネクタ、スイッチ等）の製造、販売並びに輸出入
- (3) 光学機器及びその部品、付属品の製造、販売並びに輸出入
- (4) 医療機器及び再生医療等製品並びにその部品、付属品の製造販売、製造、販売、貸与、修理並びに輸出入
- (5) コンピュータに関するソフトウェアの開発、販売及び情報処理業務
- (6) 化学工業薬品類（工業冷却水用薬品、石油・石油化学工業用薬品、紙・パルプ工業用薬品等）、化粧品原料、医薬品原料及び医薬部外品原料並びに微生物を応用した酵素及び生物製剤の製造、販売並びに輸出入
- (7) 化粧品及び医薬部外品の製造販売、製造、販売並びに輸出入

- (8) 特許権・実用新案権・商標権・著作権・マイクロプログラム制御方式その他の知的所有権の開発、取得、管理、譲受、譲渡、ライセンスその他の利用
- (9) 土木工事、建築工事、管工事、機械器具設置工事の設計、施工、監理
- (10) 大気、水質、土壤、一般並びに産業廃棄物等の分析業務及び調査業務の受託
- (11) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理店業
- (12) 労働者派遣事業並びに専門的・技術的職業及び管理的職業等の職業紹介・斡旋
- (13) 企業における社員・従業員に対する教育・訓練の請負業及び労務コンサルティング業務
- (14) 不動産の売買、交換、賃貸借及びその仲介並びに所有、管理及び利用
- (15) 自然エネルギー等による発電事業及び電気の供給、販売等に関する業務
- (16) 古物営業法による古物商
- (17) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、5,400万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続きについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長 1 名を定め、取締役会長、取締役副会長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
3. 取締役会は、必要に応じて、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役名誉会長及び取締役相談役を選定することができる。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第 22 条 取締役会は、必要に応じて、その決議によって名誉会長を選定することができる。

2. 取締役会は、必要に応じて、その決議によって相談役及び顧問を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け  
る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である  
取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって  
定める。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったこと  
による取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法  
令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  
2. 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役（業務執行  
取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損  
害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契  
約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額  
又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定するこ  
とができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

- 第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

- 第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

- 第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当会社は、第68期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第68期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

2020年6月25日改訂